

🐾 まちねこ活動に関する問合せ先

| 問合せ先 | 所在地 | 電話番号 |
|------------|--|----------------------------------|
| 北保健センター | 〒603-8165 北区紫野西御所田町 56 | TEL : 432-1475 FAX : 451-0611 |
| 上京保健センター | 〒602-8511 上京区今出川通室町西入堀出シ町 285 | TEL : 441-2876 FAX : 432-2025 |
| 左京保健センター | 〒606-8511 左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2 | TEL : 702-1268 FAX : 791-9616 |
| 中京保健センター | 〒604-8265 中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 | TEL : 812-2633 FAX : 822-7151 |
| 東山保健センター | 〒605-0862 東山区清水五丁目 130-6 | TEL : 561-9176 FAX : 531-2869 |
| 山科保健センター | 〒607-8168 山科区柳辻池尻町 14-2 | TEL : 592-3489 FAX : 501-6831 |
| 下京保健センター | 〒600-8216 下京区西洞院通塩小路 upper 東塩小路町608-8 | TEL : 371-7298 FAX : 351-9028 |
| 南保健センター | 〒601-8441 南区西九条南田町 1-3 | TEL : 681-3578 FAX : 691-1397 |
| 右京保健センター | 〒616-8104 右京区太秦下刑部町12 | TEL : 861-2187 FAX : 861-4678 |
| 西京保健センター | 〒615-8083 西京区桂良町 1-2 | TEL : 392-5690 FAX : 392-6052 |
| 伏見保健センター | 〒612-8062 伏見区鷹匠町39-2 | TEL : 611-1164 FAX : 611-1166 |
| 京都動物愛護センター | 〒601-8103 南区上烏羽仏現寺町 11 | TEL : 671-0336 FAX : 671-0338 |

野良猫を 「まちねこ」に

～人と猫との住みよいまちづくり～



京都市では
平成22年度から地域における
野良猫対策の一環として
「まちねこ活動」を支援しています。





野良猫対策の一環として、
人と猫が共生できる社会を目指した
「まちなご活動」を支援しています。



まちなご活動とは

「まちなご活動」とは、地域に暮らす野良猫を、地域住民の理解と協力を得て、餌やふん尿の管理、周辺美化などの一定のルールに基づき適切に管理するとともに、避妊去勢手術を行うことにより、野良猫に一代限りの命を全うさせる活動です。この活動を継続することにより、野良猫の数は減少していくものと考えられます。

野良猫で困っていませんか？

野良猫で迷惑している

- 糞や尿の臭いで困っている
- 鳴き声がうるさい
- 子猫が増えて困っている
- 食べ残した餌がゴミになってきたくない
- ゴミをあさるので困る

かわいそうな猫を助けたい

- 餌を与えたいが猫が増える困る
- 避妊去勢手術をしたいがお金がかかる
- 飼いたいけど飼えない
- 猫のために何かしたい



みんなの思い...「野良猫を減らしたい！」

まちなご活動の効果

- 避妊去勢手術により、尿の臭いやさかりの鳴き声の軽減、繁殖の抑制
- 餌やりルールにより、餌の散乱の防止
- トイレ設置により、ふん尿被害の減少
- 地域のコミュニケーションの活性化

長期的には...

- 野良猫の減少
- 苦情やトラブルの減少
- 動物愛護意識の高揚

まちなご活動ができなくても...

「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」により、周辺に迷惑を及ぼすような不適切な給餌はできません。給餌を行う際は、本市が定める「適切な給餌に関し市民等が遵守すべき基準」を守るとともに、野良猫への給餌に係る届出を行うなど、周辺の方の理解を得られるようにしてください。



まちなご活動支援事業

野良猫のうち、地域のみなさんがまちなご活動として登録し、一定のルールに基づき適切に飼養している猫について、京都市では、無料で避妊去勢手術を行います。(手術協力：公益社団法人京都市獣医師会)
手術後は、『まちなご』として、その地域で世話をさせていただきます。

1 ●地域住民2名以上で活動グループを作る。
(管理する猫が10頭以上の場合は3名以上)



●町内会等の合意形成を図る。



●猫の管理方法を定める。
(猫用トイレの管理や猫の生息状況の把握など)
※猫用トイレや餌の場所は、正当な権限がある私有地内等に設定してください。



保健センターでは、まちなご活動を行おうとされている方や町内会等に対し、活動の進め方、活動グループづくり、活動地域の決定、地域の合意形成等について、助言を行うとともに、必要に応じて説明会等を行っています。まずは、保健センターまで御相談ください。

2 保健センターへ届出書、町内会の承諾書等を提出
(受理された日から3年間有効)

- ★保健センターが書類審査と実地調査を実施し、地域の活動が適当かどうかの判断
- ★保健センターが支援の決定

3 地域住民に活動を十分周知したうえで、猫を保護

4 保護した猫の保健センター又は動物愛護センターへの持ち込み

- ★動物愛護センターで避妊去勢手術を実施
(協力：(公社)京都市獣医師会)

5 手術した猫を保護した場所へ戻す

6 猫を地域のみなさんで適切に管理する「まちなご」として世話



まちなご活動グループの活動内容

- まちなご活動の周知
- 地域でのまちなご活動に関する合意形成
- まちなごの手術のための保護
- まちなごの飼養管理 (餌の管理やふんの清掃等)
- 新たな所有者を探す活動
- 飼育猫の適正飼養の普及及び啓発
- まちなご活動により生じた問題への対応